

平成 26 年 3 月 11 日

株式会社 福島銀行

**重要**

## 投資信託購入手数料に係る消費税率変更のお知らせ

平素より、当行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

消費税法等の改正により、平成 26 年 4 月 1 日（火）より消費税率（国・地方の合計）が 5%から 8%に引き上げされます。

これに伴い、当行の投資信託の販売において、以下のとおり対応させていただきます。

### 【新消費税率の適用について】

\* **平成 26 年 4 月 1 日（火）約定分**より、申込手数料と信託報酬に係る手数料の消費税において、**新税率の 8%**を適用いたします。

約定日が 4 月 1 日（火）になるお申込分より変更となりますので、銘柄によって異なります。ご不明な際は、最寄の営業店もしくは、証券保険室 0120-37-1422 までお問い合わせください。

\* 各種投資信託の申込手数料・信託報酬の**税抜手数料率に変更はございません。**

\* ホームページ等における各種手数料率の記載につきましては、平成 26 年 4 月 1 日（火）以降に更新いたします。

### ◎新消費税率の適用について◎

	～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～
投資信託申込手数料・ 信託報酬に係る消費税率	<b>5%</b>	<b>8%</b>

平成 27 年 10 月 1 日より、10%に引き上げになる予定です。

以上